一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　太田川（古川）支川七九
二　砂防法第二条の土地の表示
　広島県広島市安佐南区緑井八丁目九三一番四地先四等三角点緑井を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線、標柱十九号と二十号を平成二十八年国土交通省告示第千四百三十六号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱二十号から四十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　基準点から二九度二一分二二秒　五〇四・五七八メートルの地点　一号
　標柱一号から三一六度六分五〇秒　〇・八六一メートルの地点　二号
　標柱二号から六三度七分一一秒　六・一九一メートルの地点　三号
　標柱三号から六三度七分一二秒　二・四八九メートルの地点　四号
　標柱四号から六三度七分八秒　四・三〇六メートルの地点　五号
　標柱五号から三三六度三五分四七秒　三・八三〇メートルの地点　六号
　標柱六号から三二六度一八分一六秒　三・四九三メートルの地点　七号
　標柱七号から三二四度五五分三秒　三・一五〇メートルの地点　八号
　標柱八号から三一九度六分五六秒　三・一七四メートルの地点　九号
　標柱九号から三一三度二三分二八秒　二・九七九メートルの地点　十号
　標柱十号から三一五度四七分一二秒　四・八二二メートルの地点　十一号
　標柱十一号から三一一度五分四四秒　三・九三一メートルの地点　十二号
　標柱十二号から二〇度三二分一五秒　五・八九〇メートルの地点　十三号
　標柱十三号から三三九度四六分一九秒　三・三四二メートルの地点　十四号
　標柱十四号から三一四度三分三七秒　七・三二〇メートルの地点　十五号
　標柱十五号から六八度二一分二八秒　一・三〇三メートルの地点　十六号
　標柱十六号から三三六度一六分一八秒　九・六八三メートルの地点　十七号
　標柱十七号から三二八度八分三四秒　六・三九二メートルの地点　十八号
　標柱十八号から三四二度五七分五九秒　九・三九九メートルの地点　十九号
　標柱十九号から一二度四七分八秒　二二・一二八メートルの地点　二十号
　標柱二十号から一六一度五四分五五秒　九・一四三メートルの地点　二十一号
　標柱二十一号から一五五度〇分三三秒　一〇・五五〇メートルの地点　二十二号
　標柱二十二号から一八八度二五分三七秒　二・九七五メートルの地点　二十三号
　標柱二十三号から二六八度七分五一秒　三・三九一メートルの地点　二十四号
　標柱二十四号から二〇六度五六分四三秒　一・三八一メートルの地点　二十五号
　標柱二十五号から一六六度四一分八秒　一・五四四メートルの地点　二十六号
　標柱二十六号から一五七度一七分三八秒　二・八一七メートルの地点　二十七号
　標柱二十七号から一四八度三四分一二秒　九・四一七メートルの地点　二十八号
　標柱二十八号から一九一度一分三三秒　〇・五八一メートルの地点　二十九号
　標柱二十九号から一三八度三四分五四秒　七・九四四メートルの地点　三十号
　標柱三十号から六八度二一分一九秒　一・二八〇メートルの地点　三十一号
　標柱三十一号から一四七度三分一秒　八・七九三メートルの地点　三十二号
　標柱三十二号から一九〇度一一分一七秒　二・一四七メートルの地点　三十三号
　標柱三十三号から一三九度二一分四秒　五・五六四メートルの地点　三十四号
　標柱三十四号から一四九度五一分三六秒　三・三三〇メートルの地点　三十五号
　標柱三十五号から一四五度三七分二六秒　一一・九六一メートルの地点　三十六号
　標柱三十六号から六八度五八分四四秒　一・五〇〇メートルの地点　三十七号
　標柱三十七号から一五九度六分五七秒　一・二八四メートルの地点　三十八号
　標柱三十八号から一五二度二一分一秒　五・七二〇メートルの地点　三十九号
　標柱三十九号から二四〇度五六分三七秒　一・〇七三メートルの地点　四十号
　標柱四十号から二四一度五三分三九秒　八・一八三メートルの地点　四十一号
　標柱四十一号から三三二度二一分一四秒　〇・一一九メートルの地点　四十二号
　標柱四十二号から二四二度一六分四一秒　一・六八三メートルの地点　四十三号
　標柱四十三号から二四二度四三分二四秒　一・四四〇メートルの地点　四十四号
　標柱四十四号から二四二度四二分三五秒　一・二七三メートルの地点　四十五号
　標柱四十五号から二四二度四六分四秒　四・五九三メートルの地点　四十六号
　標柱四十六号から二四三度二三分一四秒　六・六一三メートルの地点　四十七号
　標柱四十七号から二四三度四三分三秒　一・〇八九メートルの地点　四十八号
　標柱四十八号から一五三度二六分六秒　〇・一三〇メートルの地点　四十九号

人事異動

人事院

人事院総裁一宮なほみは、十二月十八日から海外に出張したので、その期間中、国家公務員法第十一条第三項の規定により、人事官吉田耕三が人事院総裁の職務を代行する（十二月十八日）

皇室事項

行啓
皇后陛下は、十二月十四日午後七時四十四分御出門、難民を助ける会　東日本大震災　復興支援のためのチャリティコンサートを御鑑賞のため、東京オペラシティコンサートホール（新宿区）へ行啓、同九時四十二分還啓になった。

御祝電
天皇陛下は、バーレーン国の国祭日につき、十二月十五日同国国王陛下へ御祝電を発せられた。
天皇陛下は、カザフスタン国の独立記念日につき、十二月十五日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。
天皇陛下は、ブータン国の国祭日につき、十二月十五日同国国王陛下へ御祝電を発せられた。
天皇陛下は、カタール国の国祭日につき、十二月十五日同国首長殿下へ御祝電を発せられた。

御答信
天皇陛下から九月二十日アルメニア国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、十一月二十二日御答信があった。
天皇陛下から十月二日カナダ国総督閣下へ発せられた御祝電に対し、十一月二十四日御答信があった。

御答電
天皇陛下から八月十六日インドネシア国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、十一月二十一日御答電があった。
天皇陛下から十月十一日スペイン国国王陛下へ発せられた御祝電に対し、十一月二十四日御答電があった。
天皇陛下から十月三十一日アルジェリア国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、十一月二十七日御答電があった。
天皇陛下から十一月十七日オマーン国国王陛下へ発せられた御祝電に対し、同月二十九日御答電があった。
天皇陛下から十一月十四日ベルギー国国王陛下へ発せられた御祝電に対し、十二月四日御答電があった。